平成２１年（フ）第４２５号
高知市薊野東町16番３号
債務者　中元　眞弓
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２７号
高知市鴨部1108番地１　アーリー有ノ木101号
債務者　片山　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３３号
高知県南国市大埇乙1052番地
債務者　井上　正市
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３４号
高知県南国市大埇乙1052番地
債務者　井上　美枝
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３８号
高知市北高見町50番地11　門田マンション101号
債務者　栗林喜代子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４４号
高知市百石町４丁目２番17号　ポラリス百石７号
債務者　出口　和也
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８１号
高知県南国市稲生814番地
債務者　田内佐戸美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８２号
高知市愛宕山７番地67　ＡＰハウス205
債務者　山田　則久
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８４号
高知市仁井田1520番地２
債務者　岡本　純明
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３６号
北九州市小倉南区舞ケ丘３丁目８番27号
債務者　井野　　浩
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６５９号
北九州市小倉南区石田町２番56号　ラ・センチュリー小倉南311　安達仁美方
債務者　下川あゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６９８号
北九州市小倉北区神岳２丁目７番22―501号
債務者　金ケ江幸之介
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７３号
北九州市門司区大字吉志1975番地１　Ｄ―214
債務者　蛯原美紀子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８６号
北九州市門司区大里東２丁目２番４号
債務者　奥永　幸徳
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８８号
北九州市門司区黒川西１丁目４番４―502号
債務者　安藤千代美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１号
福島県郡山市方八町２丁目10番14号
債務者　片吉　孝行
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
福島県郡山市久留米６丁目158番地　Ｂ―２号渡辺方
債務者　渡邉　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係